

秋田県告示第112号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和7年3月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 実施の目的
豚熱の発生予防
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲期間
飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日及び場所
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所
- 5 注射の方法
皮下又は筋肉内注射